

「基準緩和自動車の行政処分等要領について」(平成29年7月3日付け国自技第49号)
別添 基準緩和自動車の行政処分等要領

最終改正：平成31年2月21日付け国自技第228号
施行日：平成31年3月1日

第1 適用範囲

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）第55条第1項の規定に基づき地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が行う保安基準の緩和の認定について、同条第6項に基づき行政処分等を行おうとする場合には、この要領により行うものとする。

第2 用語

この要領における用語の定義は、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日自技第193号）別添基準緩和自動車の認定要領第2に定めるところによるほか、次によるものとする。

- （1）「行政処分等」とは、保安基準第55条第6項第2号及び第3号の規定に基づく、基準緩和の認定の取消処分並びにこれに至らぬものとして行う文書警告及び文書勧告をいう。
- （2）「文書警告」とは、定められた期日までに違反事由の改善を求めるとともに、必要な報告を行わせる行政指導をいう。
- （3）「文書勧告」とは、違反事由の改善を求める行政指導をいう。

第3 通則

- 1 行政処分等を行うにあたり、地方運輸局長から指名された職員は、当該基準緩和自動車の使用者に対し、法第100条第2項に基づく検査等（以下「緩和監査」という。）を実施し、違反事実を確認するものとする。
- 2 基準緩和自動車の行政処分等は、第4に規定する違反点数の取扱いに基づき算出した違反点数により行うものとする。
- 3 地方運輸局長が基準緩和自動車の行政処分等を行う場合、取消処分にあつては、様式第1による通知を当該基準緩和自動車の使用者に交付するものとする。また、文書勧告又は文書警告にあつては、それぞれ様式第2、様式第3-1又は様式第3-2を使用するものとする。

第4 違反点数の取扱い

- 1 基準緩和自動車の違反行為及び違反点数は別表第1（違反行為及び違反事項別の基礎点数）、別表第2（事故等に応じた加算点数）、別表第3（関係法令の違反に応じた加算点数）によるものとする。
- 2 緩和監査により確認された違反行為については、基準緩和自動車ごとに別表第1の違反事項に対する基礎点数を合算し、また、別表第2及び別表第3による事故及び違反等の種類ごと（各表において、加算点数項目が複数ある場合には、最も点数が大きいもの）に加算して得た点数を付するものとする。
- 3 行政処分等は、前項により付された違反点数を用い、別表第4（行政処分等の量定）により決定するものとする。なお、基準緩和自動車の違反点数については違反行為に対する行政処分等を行った日から2年を経過する日をもって消滅するものとする。
- 4 基準緩和自動車の使用者は、使用の本拠の位置ごとに前2項により付した違反点数の総合計を一定期間累計（以下「累計違反点数」という。）するものとし、次の各号により取り扱うものとする。
 - （1）基準緩和自動車に付する違反点数及び当該基準緩和自動車の使用者の累積違反点数は別表第5（基準緩和自動車処分等管理台帳）により地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）で管理するものとする。
 - （2）累積違反点数は最後に行政処分等を行った日から2年を経過する日をもって消滅するものとする。また、最後の行政処分等を行った日から2年を経過しないで違反事実の確認を行った場合は累積違反点数を加算するものとする。
 - （3）前号の「行政処分等を行った日」とは、取消処分の場合は、取消通知書を交付した日、文書勧告又は文書警告の場合は勧告書又は警告書を交付した日とする。
 - （4）累積期間中に当該自動車の使用者を変更した場合、かつ新使用者と旧使用者の管理組織体制が同等な場合（基準緩和認定変更申請として扱うことができるもの）であって、保安基準第55条第7項に規定する認定をしない理由があると認められるところは、次のとおりとする。
 - ①累積違反点数が第2号の規定により消滅するまでの間（以下「累積期間中」という。）に法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人に付されていた累積違反点数は、合併後の法人又は相続人に付されているものとする。
 - ②累積期間中に法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人及び承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、事業を廃止したものを除く。）に付されているものとする。
- （5）けん引自動車及び被けん引自動車を組み合わせた場合の違反点数の取扱いについて、けん引自動車及び被けん引自動車の両方が基準緩和自動車である場合、それぞれの基準緩和自動車及び当該基準緩和自動車の使用者に係るものとして行政処分等を行う。

ただし、別表第2、別表第3の加算点数は、けん引自動車に加算する。また、被けん引自動車のみが基準緩和自動車の場合は、当該基準緩和自動車に係るものとし

て違反点数を付す。

第5 文書勧告及び文書警告

- 1 文書勧告を行う場合は、原則として基準緩和自動車の使用者等を地方運輸局又は運輸支局（兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所、自動車検査登録事務所及び運輸事務所を含む。以下同じ。）に呼び出し、勧告事項に対する改善について指導するものとする。
- 2 文書警告を行う場合は、原則として基準緩和自動車の使用者等を地方運輸局又は運輸支局に呼び出し、警告事項に対する改善について指導するとともに行政処分等を行った日から2か月以内に報告を行うよう措置するものとする。（違反行為を行った基準緩和自動車の基準緩和認定が失効している場合を除く。）

第6 基準緩和の認定の取消処分

- 1 文書警告を受けた日から起算して2年以内に更に2回の文書警告を受けた場合は、基準緩和自動車の認定を取り消すものとする。
- 2 第4第3項による行政処分の量定により、基準緩和自動車の認定を取り消すものとする。
ただし、認定要領第10で規定する一括処理により認定された自動車については、使用者に対し第5により指導するものとする。
- 3 基準緩和の認定の取消処分を行う場合は、国土交通省聴聞手続規則（平成12年総理府・運輸省・建設省令第1号）の規定に基づき当該基準緩和自動車の使用者に対し、様式第4により通知を行い、聴聞するものとする。
- 4 基準緩和の認定の取消処分を行う前に当該基準緩和自動車が認定要領第21第3項の各号のいずれかにより基準緩和の認定を失効した場合にあっては文書警告を行う。

第7 行政処分の公表

- 1 基準緩和の認定の取消処分にあたっては、次の各号に掲げる事項について公表するものとする。
 - （1）行政処分の年月日
 - （2）基準緩和自動車の使用者の氏名又は名称及び使用の本拠の位置
 - （3）基準緩和自動車の自動車登録番号及び車体の形状
 - （4）行政処分の内容
 - （5）違反行為の概要
- 2 基準緩和の認定の取消処分の公表については、広報資料及びホームページに掲載する等により行うものとする。なお、重大事故を惹起し、かつ、当該事故について報道される等社会的な関心が高いと認められる基準緩和の認定の取消処分については、報

道機関等に前項の内容を記載した資料を提供するものとする。

別表第1 違反行為及び違反事項別の基礎点数

別表第2 事故等に応じた加算点数

別表第3 関係法令の違反に応じた加算点数

別表第4 行政処分等の量定

別表第5 基準緩和自動車処分等管理台帳

様式第1 道路運送車両の保安基準緩和認定の取消通知書様式

様式第2 勧告書の通知様式

様式第3－1 初回又は2回目警告書の通知様式

様式第3－2 基準緩和の認定の取消処分相当の警告書の通知様式

様式第4 聴聞の通知様式

附則（平成29年7月3日 国自技第49号）

（適用時期）

1 この要領は、平成29年7月3日以降に実施する緩和監査から適用する。

附則（平成31年2月21日 国自技第228号）

（適用時期）

1 この要領は、平成31年3月1日以降に実施する緩和監査から適用する。

別表第1（違反行為及び違反事項別の基礎点数）

違反行為	違反事項	基礎点数	適用保安基準
基準緩和の認定に付された条件又は制限を遵守せずに運行した場合	1 全ての基準緩和自動車 制限事項に記載された車体表示をしていなかった（※1）	1点	第55条 第6項 第3号
	2 速度抑制装置の緩和を受けた基準緩和自動車 ① 制限事項に違反し、高速自動車国道等を運行 ② 制限事項に違反し、離島以外の道路を運行 （整備等のための運行を除く。）	8点 8点	
	3 長大若しくは超重量で分割不可能な単体物品、認定要領に規定する幅広貨物若しくは長尺貨物又はコンテナを積載するために緩和を受けた基準緩和自動車 制限事項に違反し、積載貨物を落下させた	8点	
	4 長さ、幅、高さ、車両総重量、軸重、隣接軸重の緩和を受けた基準緩和自動車 ① 運行速度違反 ② 積載重量等の制限違反（過積載） ③ 特殊車両通行許可違反（未許可含む） ④ 制限外許可違反（未許可含む） ⑤ バラ積み運行（分割不可能な単体物品の制限違反） ⑥ 幅広貨物以外の貨物バラ積み運行（認定要領に規定する幅広貨物の制限違反） ⑦ ①～⑥以外の条件及び制限事項違反	3点（※2） 3点（※2） 3点 3点 3点 3点 3点	
	5 2及び3以外の基準緩和自動車 条件及び制限事項違反（※3）	3点	
	6 文書警告を受けた後、改善報告を行わずに運行した場合	11点	第55条 第6項 第2号
虚偽による保安基準緩和認定申請により認定を受けた場合	7 保安基準第55条第3項から第5項で求めた書面等が事実と異なり、かつ、当該書面が作為的に作成されたことが判明した場合	11点	

（※1）監査において、2から5の違反行為を確認した際に、当該違反行為があった場合に限り加算する。

（※2）違反が初回のときは3点、当該違反に基づく行政処分等の後1年以内に同違反があった場合7点とする。

別表第2に該当する事故等に応じた加算点数がある場合は、初回であっても8点とする。

（※3）道路交通法及び道路法を遵守する旨の条件違反を除く。

別表第 2（事故等に応じた加算点数）

事故等の種類	加算点数
次に掲げる事故等であって、別表第 1 に掲げる違反行為が認められたもの	
1 自動車が転覆（道路上において路面と 3 5 度以上傾斜したとき）し、転落（道路外に転落した場合で、その落差が 0. 5 メートル以上のとき）し、火災（積載物品の火災を含む。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。）と衝突し、若しくは接触した事故を引き起こした場合	8 点
2 1 0 台以上の自動車の衝突又は接触を生じた事故を引き起こした場合	8 点
3 死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和 3 0 年政令第 2 8 6 号）第 5 条第 2 号又は第 3 号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた事故を引き起こした場合	8 点
4 1 0 人以上の負傷者を生じた事故を引き起こした場合	8 点
5 自動車に積載された危険物等（自動車事故報告規則（昭和 2 6 年運輸省令第 1 0 4 号）第 2 条第 5 号イからトまでに掲げるもの）の全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいした事故を引き起こした場合	3 点
6 自動車に積載された長大若しくは超重量で分割不可能な単体物品、認定要領に規定する幅広貨物若しくは長尺貨物又はコンテナを落下させた場合	3 点
7 橋脚、架線その他鉄道施設（鉄道事業法（昭和 6 1 年法律第 9 2 号）第 8 条第 1 項に規定する鉄道施設をいい、軌道法（大正 1 0 年法律第 7 6 号）による軌道施設を含む。）を損傷し、3 時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させた事故を引き起こした場合	3 点
8 高速道路等において、3 時間以上自動車の通行を禁止させた事故を引き起こした場合	3 点
9 車両総重量に関する基準緩和の認定を受けた自動車がその積載貨物の飛散又は落下させた事故等を引き起こした場合	3 点

別表第 3（関係法令の違反に応じた加算点数）

関係法令の違反の種類	加算点数
次に掲げる場合であって、別表第 2 に掲げる事故等が認められなかったもの 1 道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）、道路法（特殊車両通行許可違反を除く。）及び道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）（制限外許可違反を除く。）関係の違反（自動車の運行の安全の確保及び公害防止に係るものに限る。以下、本表において「違反」という。）が当該事故の発生に大きく関与したと認められ、かつ、当該事故の被害状況が甚大で社会的影響度が高いと判断される場合 2 違反が当該事故の発生に大きく関与したと認められる場合 3 違反の状況が著しいと認められる場合 4 酒気帯び運転（道路交通法第 6 5 条第 1 項の規定に違反する行為をいう。）、無免許運転（同法第 6 4 条の規定に違反する行為をいう。）、大型自動車等無資格運転（同法第 8 5 条第 5 項から第 9 項までの規定に違反する行為をいう。）又は麻薬等運転（同法第 1 1 7 条の 2 第 3 号の罪に当たる行為をいう。）を伴うもの。 5 救護義務違反（道路交通法第 1 1 7 条の罪に当たる行為をいう。）があったもの	5 点 3 点 1 点 8 点 8 点

別表第 4（行政処分等の量定）

合計違反点数	行政処分等
1 ～ 4 点	文書勧告
5 ～ 1 0 点	文書警告
1 1 点以上	基準緩和の認定の取消処分

別表第5（基準緩和自動車処分等管理台帳(使用者及び営業所の累積点数)）

所轄局	
使用者名	
営業所名	
使用の本拠の位置	

累積点数	
累積点数カウント開始日	
累積点数(月日時点)	()

※累積点数カウント開始日は個々の違反処分日から2年を経過していないもので最も過去の

登録番号	車台番号	基準緩和 認定番号	基準緩和 認定日	勧告	警告	取消	文書番号	処分日	消滅日	違反 点数	処分内容概要	改善報告書 提出日		備考
					警告1									
					警告2									